

令和 5 年度

苫小牧市行政監査結果報告

苫小牧市監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の種別	1
4	監査執行者	1
5	監査の対象及び対象部署	1
6	監査の期間	1
7	監査の方法	1
第2	歳入歳出外現金の概要と実績	2
1	歳入歳出外現金の概要	2
2	歳入歳出外現金の実績	3
第3	監査の結果	4
1	監査対象部署数	4
2	結果の概要	6
第4	監査意見	11
1	法令に基づいた事務処理の執行について	11
2	受入れに係る未収金の取扱いについて	11
3	適正な事務処理の執行について	12

※部署の名称は、令和5年11月30日現在のものである。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

歳入歳出外現金の取扱いについて

2 監査の目的

普通地方公共団体で取り扱われる現金には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の4第1項に規定される、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）と、同条第2項に規定される、債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金（以下「歳入歳出外現金」という。）に区別される。

歳入歳出外現金の出納及び保管は、法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の7第3項において、「歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。」と規定されているが、予算、決算には計上されない歳入歳出外現金の個別具体的な内容や管理状況については、これまで監査を行っておらず、その実態は調査、検証されてこなかった。

さらに、他市では近年、同様のテーマで行政監査を実施する例が見られ、「受入れの際の科目の誤り」、「財務会計システムの残高の誤り」、「事務処理マニュアルの未整備」などに関する監査意見が報告されている状況もあることから、本市においても行政監査により、その取扱いや管理状況を確認、検証することで今後の適切な事務の執行に資することを目的とする。

3 監査の種別

法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

4 監査執行者

監査委員 齊藤和典

監査委員 越川慶一

なお、財政部に関する監査について、齊藤和典監査委員は法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の対象及び対象部署

令和4年度中に歳入歳出外現金の受入れから払出しまでの一連の事務執行のある部署及び令和4年度末時点において残高のある部署とした。

6 監査の期間

令和5年11月30日から令和6年3月27日まで

7 監査の方法

苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に基づき、監査を実施した。

(1) 関係書類等の監査

所管課から調査票及び関係書類の提出を求め、審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けた。

(2) 監査の着眼点

- ア 歳入歳出外現金として取扱うことに法令の根拠はあるか。
- イ 歳入歳出外現金の保管額に誤りがないか。
- ウ 滞留している現金がないか。
- エ 受入れ、払出しの事務は適切に行われているか。
- オ 保管区分は適切か。

第2 歳入歳出外現金の概要と実績

1 歳入歳出外現金の概要

本市における歳入歳出外現金は、苫小牧市会計規則（昭和39年規則第17号。以下「会計規則」という。）第125条において保証金3項目と保管金10項目などに区分し整理されており、その内訳について規定している。また、財務会計システムにおいては、「歳入歳出外会計」として1会計を割り当て、第1款から第71款まで設定している。なお、款の下には項のみが設定されており、令和4年度中に受払実績及び残高のない款、項もシステム上に存在する。

会計規則（抜粋）

（歳入歳出外現金及び歳入歳出外に属する有価証券の整理区分）

第125条 歳入歳出外現金及び歳入歳出外に属する有価証券（令第156条第1項に掲げる証券で、現金に代えて納付されるものを除く。以下同じ。）は、次の区分により整理しなければならない。

(1) 債権の担保

- ア 指定金融機関の提供する担保
- イ 財産売払代金の延納の特約に係る担保
- ウ 納税猶予に伴う担保
- エ 契約の特約に基づく担保

(2) 保証金

- ア 入札保証金
- イ 契約保証金
- ウ 跡請保証金

(3) 保管金

- ア 住民税
- イ 源泉徴収所得税
- ウ 徴収受託金
- エ 共済組合掛金
- オ 健康保険料
- カ 厚生年金保険料
- キ 雇用保険料
- ク 農地对価
- ケ 敷金
- コ 家畜伝染病予防手数料

(4) 公売代金

- ア 差押物件公売代金

(5) 債権差押金

(6) 配当金

- ア 競売配当金
- イ 競売外配当金

(7) その他

- ア 払込不能徴収金等

- 2 主管部長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、会計管理者に協議の上、新たに区分を設けることができる。
3 第1項の規定による現金及び有価証券は、帳簿を分けて記録しなければならない。

2 歳入歳出外現金の実績

本市の令和4年度の歳入歳出外現金の実績は、以下のとおりとなっている。なお、受入額累計は、繰越処理された令和3年度末残高を含んだ額となっている。

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

款 項	R3年度末残高	受入額累計	払出・振替額累計	R4年度末残高
1 市道民税本税・現年調定現年分	1,071,710,768	14,145,351,970	13,058,688,332	1,086,663,638
1 普通徴収	178,396,568	3,241,268,430	3,055,496,192	185,772,238
2 特別徴収	890,290,500	10,794,708,640	9,897,236,740	897,471,900
3 分離課税	3,023,700	109,374,900	105,955,400	3,419,500
2 市道民税本税・現年調定滞繰分	11,248,642	154,496,240	146,630,677	7,865,563
1 普通徴収	11,305,842	151,647,814	143,795,118	7,852,696
2 特別徴収	△ 57,200	2,848,426	2,835,559	12,867
3 市道民税本税・前年調定現年分	0	869,787,512	869,787,512	0
1 普通徴収	0	63,291,812	63,291,812	0
2 特別徴収	0	806,495,700	806,495,700	0
4 市道民税延滞金・現年調定現年分	175,300	836,300	639,400	196,900
1 普通徴収	156,600	743,600	566,300	177,300
2 特別徴収	18,700	92,700	73,100	19,600
5 市道民税延滞金・現年調定滞繰分	1,382,700	10,395,490	9,408,250	987,240
1 普通徴収	1,383,600	10,272,064	9,284,824	987,240
2 特別徴収	△ 900	123,426	123,426	0
6 市道民税延滞金・前年調定現年分	0	514,000	514,000	0
1 普通徴収	0	502,700	502,700	0
2 特別徴収	0	11,300	11,300	0
11 諸控除金	42,275,110	2,936,576,100	2,890,663,478	45,912,622
1 所得税	14,789,308	304,652,315	289,833,112	14,819,203
2 社会保険料	0	156,794,580	156,794,580	0
3 雇用保険料	307,942	7,129,439	6,600,688	528,751
4 市道民税特別徴収	26,126,600	330,750,300	303,718,500	27,031,800
5 市道民税分離課税	1,054,800	6,256,600	5,175,100	1,081,500
6 都市共済掛金	0	1,092,781,455	1,092,781,465	△ 10
7 住宅資金・都市共済償還金	0	22,378,352	22,378,352	0
8 保管金	△ 3,540	990,223,648	990,157,770	65,878
9 議員保管金（農友会含む）	0	6,562,800	6,562,800	0
10 個人型確定拠出年金掛金	0	14,626,000	14,638,000	△ 12,000
11 消防団員保管金	0	2,397,500	0	2,397,500
21 所得税還付金・ALT ※外国語指導助手	0	66,570	66,570	0
22 所得税還付金・SSW ※スクールソーシャルワーカー	0	31,205	31,205	0
23 所得税還付金・CIR ※国際交流員	0	16,140	16,140	0
24 所得税還付金・議員	0	1,909,196	1,909,196	0
12 地方公務員災害補償基金負担金	1,489,709	17,063,479	17,063,479	0
1 地方公務員災害補償基金負担金	1,489,709	17,063,479	17,063,479	0
13 家畜伝染病予防手数料	0	6,630	6,630	0
1 家畜伝染病予防手数料	0	6,630	6,630	0
14 日本スポーツ振興センター負担金	567,476	9,236,017	8,711,823	524,194
1 学校教育課（学校安全災害共済給付含む）	567,476	9,233,517	8,711,823	521,694
2 こども育成課	0	2,500	0	2,500

款 項	R3年度末残高	受入額累計	払出・振替額累計	R4年度末残高
15 電子証明書発行手数料	49,000	160,800	49,600	111,200
1 窓口サービス課	2,400	2,400	2,400	0
2 勇払出張所	1,200	2,600	1,200	1,400
3 のぞみ出張所	4,200	14,800	4,400	10,400
4 沼ノ端出張所	3,000	9,200	3,000	6,200
5 ICT推進室	38,200	131,800	38,600	93,200
18 敷金	45,562,800	48,205,200	2,718,400	45,486,800
1 市営住宅敷金	45,562,800	48,205,200	2,718,400	45,486,800
22 生活保護費返還金・滞納	0	263,000	0	263,000
1 生活支援室	0	263,000	0	263,000
23 個人番号カード再交付手数料	136,800	580,000	139,200	440,800
1 ICT推進室	123,200	497,600	124,800	372,800
2 勇払出張所	0	1,600	0	1,600
3 のぞみ出張所	11,200	53,600	12,000	41,600
4 沼ノ端出張所	2,400	27,200	2,400	24,800
41 契約保証金	38,423,546	61,183,203	20,051,155	41,132,048
1 区画整理	35,956,266	36,020,266	936,548	35,083,718
2 契約課	0	13,395,580	10,389,280	3,006,300
3 管財課	2,467,280	11,192,607	8,725,327	2,467,280
19 未来創造戦略室	0	488,950	0	488,950
28 商業振興課	0	85,800	0	85,800
42 入札保証金	0	24,050,100	15,450,100	8,600,000
2 管財課	0	24,050,100	15,450,100	8,600,000
61 公売保証金及び公売代金	0	262,709	262,709	0
2 納税課	0	262,709	262,709	0
62 債権差押金	3,899,706	153,381,874	149,701,992	3,679,882
2 納税課	3,899,706	153,381,874	149,701,992	3,679,882
63 配当金	0	1,242,074	1,242,074	0
2 納税課	0	1,242,074	1,242,074	0
65 高額療養費	1,346,826	5,494,435	4,212,380	1,282,055
2 障がい福祉課	1,346,826	5,494,435	4,212,380	1,282,055
合計	1,218,268,383	18,439,087,133	17,195,941,191	1,243,145,942

第3 監査の結果

今回の監査においては、歳入歳出外現金の取扱いに当たり、例月出納検査で実施している受入れ、払出しに係る事務の適切性の精査に加え、法令根拠の有無、保管額の誤りの有無、滞留の有無や保管区分の適切性などについて監査を行った。

1 監査対象部署数

今回の監査対象は、令和4年度の歳入歳出外現金の取扱いであり、その部署数は表1のとおり全体で55部署であった。会計課については、財務会計システムの所管部署としての監査を実施した。

また、款別の部署数は表2のとおりである。集計は款又は一部の項に対する部署の数で行っており、令和4年度の受入れ、払出しの回数の集計ではない。

【表1：監査対象部署数】

部署名	部署数
会計課	1
総合政策部	6
総務部	3
財政部	4
市民生活部	7
環境衛生部	3
福祉部	5
健康こども部	5
産業経済部	4
都市建設部	3
消防本部	1
教育部	8
選挙管理委員会事務局	1
監査委員事務局	1
農業委員会事務局	1
公平委員会事務局	1
議会事務局	1
合計	55

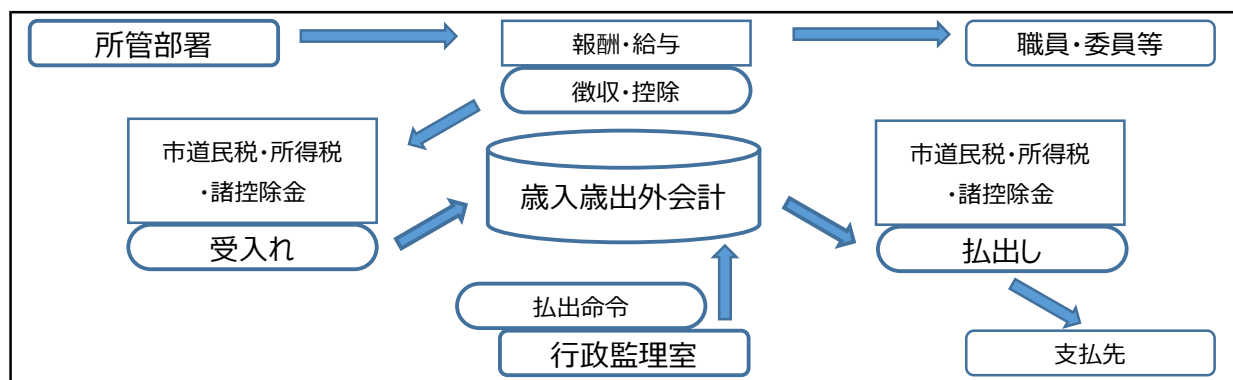
表2の第11款第1項 所得税は、受入部署数が45部署となっており、全体に占める割合が高くなっている。これは、各部署が所管する審議会委員等や職員に対する報酬や給与等から所得税を源泉徴収しているためである。

一方で、源泉徴収された所得税は、総務部行政監理室が一括して払い出すため、払出・振替部署数は1部署となっている。第2項～第8項、第10項においても同様の業務フローである。

【表2：款別部署数】

款	名称（11款にあつては項の名称）	部署数	
		受入	払出・振替
1	市道民税本税・現年調定現年分	1	1
2	市道民税本税・現年調定滞繰分	1	1
3	市道民税本税・前年調定現年分	1	1
4	市道民税延滞金・現年調定現年分	1	1
5	市道民税延滞金・現年調定滞繰分	1	1
6	市道民税延滞金・前年調定現年分	1	1
11	諸控除金	88	15
	1 所得税	45	1
	2 社会保険料	7	1
	3 雇用保険料	7	1
	4 市道民税特別徴収	6	1
	5 市道民税分離課税	1	1
	6 都市共済掛金	7	1
	7 住宅資金・都市共済償還金	2	1
	8 保管金	4	1
	9 議員保管金（農友会含む）	2	2
	10 個人型確定拠出年金掛金	2	1
	11 消防団員保管金	1	0
	21 所得税還付金・ALT	1	1
	22 所得税還付金・SSW	1	1
	23 所得税還付金・CIR	1	1
	24 所得税還付金・議員	1	1
12	地方公務員災害補償基金負担金	1	1
13	家畜伝染病予防手数料	1	1
14	日本スポーツ振興センター負担金	2	1
15	電子証明書発行手数料	5	5
18	敷金	1	1
22	生活保護費返還金・滞納	1	0
23	個人番号カード再交付手数料	4	3
41	契約保証金	5	3
42	入札保証金	1	1
61	公売保証金及び公売代金	1	1
62	債権差押金	1	1
63	配当金	1	1
65	高額療養費	1	1
	合計	119	41

【業務フロー（例：諸控除金）】



2 結果の概要

(1) 根拠法令について

歳入歳出外現金は、法第235条の4第2項において、法律又は政令の規定によるものでなければ保管することができないと規定されている。

当該現金を歳入歳出外現金として取り扱う根拠法令を調査した結果、表3のとおりであった。表中の※は受払内容の一部を示したものである。

【表3：根拠法令】

款	名称	根拠法令
1	市道民税本税・現年調定現年分	地方税法第42条
2	市道民税本税・現年調定滞繰分	地方税法第42条
3	市道民税本税・前年調定現年分	地方税法第42条
4	市道民税延滞金・現年調定現年分	地方税法第42条
5	市道民税延滞金・現年調定滞繰分	地方税法第42条
6	市道民税延滞金・前年調定現年分	地方税法第42条
11	諸控除金	
1	所得税	所得税法第183条第1項、第204条
2	社会保険料	健康保険法第161条第2項、第167条、厚生年金保険法第82条第2項
3	雇用保険料	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第19条、第32条
4	市道民税特別徴収	地方税法第42条、第321条の5第1項
5	市道民税分離課税	地方税法第321条の5第2項
6	都市共済掛金	地方公務員等共済組合法第115条
7	住宅資金・都市共済償還金	地方公務員等共済組合法第112条第1項
8	保管金	地方公務員法第25条第2項 ※福利厚生会会費、財形貯蓄等
9	議員保管金（農友会含む）	地方自治法第203条第4項 ※議員会会費等
10	個人型確定拠出年金掛金	確定拠出年金法第70条第2項
11	消防団員保管金	地方自治法第203条の2第5項 ※消防団員の各種共済掛金等
21	所得税還付金・ALT	所得税法第191条 ※外国語指導助手(ALT)の年末調整還付金
22	所得税還付金・SSW	所得税法第191条 ※スクールソーシャルワーカー(SSW)の年末調整還付金
23	所得税還付金・CIR	所得税法第191条 ※国際交流員(CIR)の年末調整還付金
24	所得税還付金・議員	所得税法第191条 ※市議会議員の年末調整還付金
12	地方公務員災害補償基金負担金	地方公務員災害補償法第49条、第50条、地方公務員法第25条第2項ほか
13	家畜伝染病予防手数料	家畜伝染病予防法第5条第1項、第31条第1項
14	日本スポーツ振興センター負担金	
1	学校教育課（学校安全災害共済給付含む）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条
2	こども育成課	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第5条
15	電子証明書発行手数料	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律67条第3項
18	敷金	公営住宅法第18条第1項
22	生活保護費返還金・滞納	根拠法令なし
23	個人番号カード再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第3項
41	契約保証金	地方自治法施行令第167条の16第1項
42	入札保証金	地方自治法施行令第167条の7第1項
61	公売保証金及び公売代金	国税徴収法第100条第1項、第115条第1項、同条第3項
62	債権差押金	国税徴収法第67条第1項、同条第3項
63	配当金	国税徴収法第67条第1項、同条第3項、第128条、第129条
65	高額療養費	高齢者の医療の確保に関する法律第84条、第85条ほか

根拠法令について調査したところ、明確な回答が得られない部署が多数見られた。そのため、表3は各部署の回答を基に、一部を補ったものである。

また、歳入歳出外会計に新たな科目を設定する際は、主管部長から会計管理者に協議を行っているが、協議書において根拠法令を明らかにしていないものが多数見られた。

さらに、第22款 生活保護費返還金・滞納の根拠法令を生活保護法第63条及び第78条とする回答があったが、歳入歳出外現金として取り扱うための根拠法令に該当しなかった。

(2) 保管額の誤りの有無

各部署の歳入歳出外現金について、財務会計システム上の令和4年度末残高とエクセルや他システム等により管理されている保管額の確認を行ったところ、その保管額に誤りは見られなかった。

また、歳入歳出外現金の管理方法について調査した結果、表4のとおりであった。

【表4：歳入歳出外現金の管理方法】 (n=120)

市の財務会計システムのみで管理	89
市の財務会計システムとエクセル等で管理	25
市の財務会計システムと専用システムで管理	2
その他（市の財務会計システムとエクセル、専用システム以外）	4

財務会計システムとエクセルや他システム等を併用している場合、残高の突合状況及び頻度について調査した結果、表5及び表6のとおりであった。

【表5：残高の突合状況】 (n=31)

突合を行っている	31
突合を行っていない	0

【表6：残高の突合頻度】 (n=31)

受入れ、払出しがあった時のみ突合している	16
受入れ、払出しがあった時のほか、年度末にも突合している	8
受入れ、払出しがなくても毎月末に突合している	5
受入れ、払出しがなくても毎日または毎週突合している	0
その他	2
※その他の具体的理由：「毎月受払いがある」、「受入れ(源泉徴収)、年末調整時に突合している」	

残高の突合結果の報告及びその方法について調査した結果、表7のとおりであった。

【表7：結果の所属長への報告】 (n=31)

報告を行っている	30
報告を行っていない	1
主な報告方法：「財務会計での起票時に、収入原簿を添付して報告している」、「毎年4月に報告の決裁を受けている」、「報酬支給の決裁に各種控除の内訳表を添付している」	

(3) 滞留の有無

令和4年度末の残高について、その保管年数について調査したところ、表8のとおりであり、5年超の滞留をしているものが見られた。

【表8：5年超の残高を有する科目の保管年数】

(単位：円)

款 項	令和4年度末 残高	1年以下の 残高	1年超2年 以下の残高	2年超3年 以下の残高	3年超4年 以下の残高	4年超5年 以下の残高	5年超の 残高
18 敷金	45,486,800	2,642,400	3,313,400	3,915,400	3,700,000	4,757,400	27,158,200
1 市営住宅敷金	45,486,800	2,642,400	3,313,400	3,915,400	3,700,000	4,757,400	27,158,200
41 契約保証金	37,550,998					124,000	37,426,998
1 区画整理	35,083,718					124,000	34,959,718
3 管財課	2,467,280						2,467,280
65 高額療養費	1,282,055	60,341	72,689	5,785	20,818	153,477	968,945
2 障がい福祉課	1,282,055	60,341	72,689	5,785	20,818	153,477	968,945
合計	84,319,853	2,702,741	3,386,089	3,921,185	3,720,818	5,034,877	65,554,143

保管年数が5年を超える歳入歳出外現金は、第18款 敷金、第41款 契約保証金、第65款 高額療養費に見られる。会計規則第128条には以下のとおり整理手続が規定されている。

会計規則（抜粋）

（整理手続）

第128条 主管部長は、歳入歳出外現金又は歳入歳出外に属する有価証券で、受け入れた日から5年を経過しても、なお整理のできないものについては、歳入に収入する手続をとらなければならない。ただし、契約等によるもの又は理由の明らかなものは、この限りでない。

契約等によるもの又は理由の明らかなものを除き、保管年数が5年を超えても、なお整理ができない場合、歳入に収入する手続をとらなければならないと定められている。

敷金及び契約保証金については、上記規定のただし書きにより除かれるが、高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から2年であることから、5年を超えて歳入歳出外会計に保管する正当性がないものである。

(4) 受入れ、払出し事務及び保管区分の適切性について

ア 受入科目の誤りについて

歳入歳出外現金の受入れ、払出し事務及び保管区分が適切であるかを調査したところ、表9のとおり、受入科目の一部について誤りが見られた。

【表9：受入科目の誤り】

(単位：円)

誤	款	受入額 (R4年度)	払出額 (R5年度)
	15 電子証明書発行手数料	1,400	1,400
	公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料	600	600
	マイナンバーカード再交付手数料	800	800
23 個人番号カード再交付手数料	1,600	1,600	
	マイナンバーカード再交付手数料	1,600	1,600

正	款	受入額 (R4年度)	払出額 (R5年度)
	15 電子証明書発行手数料	600	600
	公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料	600	600
	23 個人番号カード再交付手数料	2,400	2,400
マイナンバーカード再交付手数料	2,400	2,400	

この事務は、マイナンバーカードの交付を受けている者が、カードの紛失等により再交付を受ける場合の手数料を歳入歳出外現金として受け入れ、当該年度分を取りまとめた後に、独立行政法人地方公共団体情報システム機構に払い出すものである。

具体的には、公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料として1件当たり200円を第15款 電子証明書発行手数料に受け入れ、マイナンバーカード再交付手数料として1件当たり800円を第23款 個人番号カード再交付手数料に受け入れている。

しかし、その受入科目を誤り、年度内での科目修正が行われていなかった。当該手数料を含め、歳入歳出外現金の取扱いには、出納整理期間がないことから、年度内で処理が完結するよう注意を要するものである。

イ 受入額を上回る払出しについて

歳入歳出外現金の受入れ、払出し事務については、例月出納検査により年間を通じてその動きを検査しているが、受入額を上回って払出しを行う事例が、第11款 諸控除金のいくつかの科目において散見されている。諸控除金は当月の受入額を翌月に払い出す科目と、当月の受入額を当月内に払い出す科目とがあり、そのいずれにおいても、受入額を上回る払出しが確認された。その状況は表10のとおりである。

【表10：受入額を上回る払出しについて】

当月の受入額を翌月に払い出す科目

(単位：円)

11 諸控除金	受入月	受入額	払出月	払出額	差額
4 市道民税特別徴収	R4.3	26,126,600	R4.4	26,140,800	△ 14,200
	R4.5	24,203,800	R4.6	24,208,100	△ 4,300
	R4.6	26,365,700	R4.7	26,372,500	△ 6,800
	R4.10	25,228,200	R4.11	25,241,700	△ 13,500

当月の受入額を当月内に払い出す科目

(単位：円)

11 諸控除金	受払月	受入額	払出額	差額
7 住宅資金・都市共済償還金	R4.10	1,570,020	1,596,553	△ 26,533
8 保管金	R4.5	69,558,191	69,559,033	△ 842
	R4.6	153,864,815	153,866,273	△ 1,458
	R4.10	67,903,741	67,951,431	△ 47,690
	R4.12	159,939,374	159,958,157	△ 18,783
10 個人型確定拠出年金掛金	R5.3	1,322,000	1,334,000	△ 12,000

これらは主に、育児休業者からの諸控除金の徴収又は控除に起因したものである。給与が支給されない育児休業者については、給与から源泉徴収や控除を行うことができないため、当該職員が必要額を市に対して納入するが、その納入が期日に間に合わず、未収となったまま払出しを行ったものである。

なお、これらの未収金は職員からの納入により、翌月又は翌々月には解消している。

ウ 歳入歳出外現金として取り扱うべきでなかったもの

第22款 生活保護費返還金・滞納の受入れ及び残高の263,000円は、被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けたときの生活保護費の返還金（生活保護法第63条に基づくもの）と、不実の申請その他不正な手段により保護、給付を受けたときの徴収金（生活保護法第78条に基づくもの）等である。

歳入歳出外現金として取り扱うものは、法律又は政令の規定によるものでなければならないが、担当部署が根拠として示した当該条文は、その根拠法令に該当しなかった。加えて、歳入歳出外現金は市の所有に属しない現金として、本来の債権者に対して支払う義務を有するものであるが、当該返還金は市の所有に属するものであった。

生活保護費返還金は、地方公共団体の財務制度における生活保護費の経理について（昭和39年6月1日 社保第47号 各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長あて厚生省社会局保護課長通知）により、歳入として収入するものとされている。

【表11：歳入歳出外現金として取扱うべきでなかった科目】

（単位：円）

款 項	令和4年度末残高	発生理由
22 生活保護費返還金・滞納		
1 生活支援室	263,000	被保護者からの生活保護費返還金の受入れ

なお、この返還金については、令和5年4月に歳入に収入する手続を行い、歳入歳出外現金としての取扱いを改めている。

(5) マニュアルの整備について

歳入歳出外現金のマニュアルの整備状況について調査した結果、表12及び表13のとおりであった。

【表12：マニュアルの整備状況】

(n=120)

事務処理マニュアルを作成している	18
事務処理マニュアルを作成していない	102
マニュアルを整備しない主な理由：「源泉徴収及び諸控除は全庁で同様の事務を行っており、個別にマニュアルを整備する必要がない」、「件数が少なく、前任者から口頭による引継ぎを行っているため」、「会計課と連携を図りながら円滑に事務を行っているため」、「短期間で収支が0になるものであり、確認体制もとれていることから、マニュアル化する必要性がない」	

【表13：マニュアル整備の意向】

(n=102)

マニュアルの作成予定がある	0
マニュアルの作成予定はない	96
マニュアルの作成を今後検討したい	6
主な整備意向：「前回のものを見ながら行っていた。マニュアル化については検討する」、「今後処理件数が増えた際や担当者引継ぎの際に作成する」	

第4 監査意見

令和5年度の行政監査を次のとおり総括し、意見を申し述べる。

1 法令に基づいた事務処理の執行について

(1) 法令に該当しない事務処理について

今回の監査では、結果の概要に示したとおり、法律又は政令の規定によるものでなければ歳入歳出外現金として取り扱うことができないと規定されているが、根拠法令に該当しないものや、明確な回答を得られない部署が多数見られる状況であった。また、所得税の源泉徴収や社会保険料の控除といった事務処理が、歳入歳出外現金の受入事務であることが認識されていない状況も見られた。

その要因としては、システム導入等によって事務処理が簡素化されたことなどが考えられるが、法令に基づいた事務処理の執行は、地方自治の根幹であり、根拠法令等の確認意識の欠如によるものである。

法令に基づいた適正な事務処理を確保するためにも、歳入歳出外現金を取り扱う部署において、根拠となる法令について改めて確認し、適正に対応する必要があるものと考ええる。

(2) 5年を超える歳入歳出外現金の保管について

会計規則第128条に定める「整理手続」には、契約等によるもの又は理由の明らかなものを除き、受け入れた日から5年を経過しても、なお整理のできないものは歳入に収入する手続をとらなければならないとされているが、障がい福祉課が取り扱う高額療養費については、歳入に収入すべき5年を超える残高の保管が見られた。自己負担限度額を超えて負担した医療費は、請求により該当者に払い戻されるものであるが、その期限を経過しても、なお歳入歳出外現金として保管していたものである。

本来であれば、請求期限とされる2年間を経過したものは、歳入として整理手続すべきであるが、既に5年を経過しているものもあり、速やかに整理すべきと考える。

2 受入に係る未収金の取扱いについて

歳入歳出外現金として受け入れた金額以上に払い出している事例が、諸控除金において複数見られた。諸控除金の事務処理は、主に職員の給与や委員等の報酬から受け入れた金額を当月若しくは翌月に払い出す事務処理を基本としている。しかし、一部の育児休業中の職員については給与支給がないため、本人からの納入行為によって諸控除金を受け入れており、本人からの納入が遅れているにもかかわらず払出しを行うと受入額以上の払出しが生じることとなる。

受入額以上に払い出すことは、他の歳入歳出外現金の残高による一時的な立替払の状態となり、他の払出金額に不足が生じる恐れがあることや、不適切な残高の管理を招く懸念がある。

このような事例に対して、未収金の発生を未然に防ぐための取組や、未収金が発生した場合の払出しの在り方について検討する必要がある。

3 適正な事務処理の執行について

今回の行政監査のテーマとした歳入歳出外現金の取扱いについては、概ね適正に事務処理が行われていたが、受入れと払出しの部署が異なるものや、数年に渡り保管するものなど、その性質は多様なものとなっており、単に前例を踏襲することなく法令や本市の規定等を適宜確認しながら、歳計現金と同様に厳格な取扱いや保管を行うという認識が必要である。

特に諸控除金においては、財務会計システムへの単純な入力作業として捉えられている傾向が強く、当該事務の法的根拠や全体の流れなど、本質的な部分の引継ぎが行われていない恐れがあると考えられ、そのほとんどの部署が、今後も事務処理マニュアルの作成予定がないと回答していることから、事務処理に潜むリスクに対して危機感が低いものと思われる。

今後においては、本監査の結果を踏まえ、歳入歳出外現金の取扱いについて、事務にあたる職員一人ひとりが制度を理解し、より一層適正かつ効率的に事務処理が執行されることを望むものである。